

答申第190号
令和4年9月16日

佐賀市長 坂井英隆様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 井上亜紀



佐賀市個人情報保護条例第31条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年4月11日付け佐市道管第126号により諮問がありました下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

令和3年10月22日付けの個人情報開示請求に対する、令和3年11月5日付け佐市
道管第1709号で行った個人情報部分開示決定について

第1 審査会の結論

令和3年11月5日に行った部分開示決定（佐市道管第1709号）（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については不開示が妥当である。

第2 審査請求に至る経緯及び内容

- 1 審査請求人は、令和3年10月22日付けで佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条に基づき「令和2年10月1日～令和3年10月22日乃約12ヶ月の期間において、開示請求者が佐賀市役所建設部道路管理課乃担当吉田氏及び前任者嘉村課長（令和2年10月1日～令和3年3月31日迄在職）、引継中村課長（令和3年4月1日～9月16日迄）との電話での「佐賀市〇〇〇〇〇乃至〇乃佐賀市所有地（埋立地）での不法占有者ら」についての会話記録全てを開示請求致します。」との内容で個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「〇〇〇〇の不法占用に関する近隣住民の意見について（電話メモ）」（以下「文書1」という。）「〇〇氏からの電話メモ」（以下「文書2」という。）「〇〇氏とのやり取り（基本メモを残していたもののみ）」（以下「文書3」という。）と特定した。
- 3 実施機関は本件開示請求に対し、次のとおり理由を付して本件決定を行った。
「条例第14条第2号及び第5号の規定に該当」
（理由）開示請求者以外の個人情報が記載されており、開示することによって当該個人の正当な権利利益を害するため。他課との意見交換の情報が記載されており、開示することにより意思形成の中立性が不当に損なわれると認められるため。
- 4 審査請求人は本件決定を不服として、令和4年2月2日付けで実施機関に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

実施機関が行った本件決定及びその理由に対して不服である。市有地に数十年来不法占有物を置き、植栽及び野菜等を育て、近しい者らに配るというX等の行為は不法であり、市民として平等に知る権利を有しており、当然に情報公開をするべきである。また、本件審査請求は、

X等が市有地を数十年間不法に占有していたという事実があるため、行政不服審査法に鑑みても筋が通っており、実施機関が本件審査請求を却下する正当な根拠及び理由はない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、概ね以下のとおりである。

当該公文書には、審査請求人以外の個人の情報や折衝記録が含まれており、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第14条第2号の規定に基づき該当する部分を不開示とした。また、庁内他課との意見交換に関する情報が記載されており、開示することにより、意思形成の中立性が不当に損なわれると認められるため、条例第14条第5号の規定に基づき、該当する部分を不開示とした。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人から提出された審査請求書、反論書、意見書及び実施機関の弁明書並びに意見聴取における陳述を検討した結果、以下のよう判断する。

1 不開示情報の条例第14条各号該当性について

審査会は、別表に掲げる不開示情報1ないし9について、条例第14条（以下「同条」という。）各号の開示しないことができる情報に該当するか検討した。

(1) 不開示情報1について

当該部分には、実施機関による現地確認及び審査請求人本人以外の個人への聞き取り調査の内容が記載されており、実施機関は、これらの情報は同条第2号に該当すると主張する。

ア 開示すべき部分について

19行目には、日時及び曜日が記載されており、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報には当たらない。20行目の1字目から5字目及び同行13字目から27字目までには、実施機関が現地確認を実施したこと及び担当者の氏名が記載されている。実施機関が現地確認を実施したことについては、審査請求人以外の個人に関する情報には当たらず、公務員の氏名は、原則として開示すべき情報である。21行目には、現地確認の具体的内容が記載されており、これは審査請求人以外の個人に関する情報には当たらない。

以上のことから、上記部分については条例第14条第2号に該当するとは認められず、開示することが妥当である。

イ 上記ア以外の部分について

当該部分には、審査請求人以外の個人の土地に関する担当者の考え及び審査請求人以外の個人とのやり取り、審査請求人以外の個人の主張に関する情報が記載されている。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であり、当該部分を開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害すると認められるため、同条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示情報2について

当該部分には、審査請求人以外の個人の主張に関する情報が記載されており、実施機関は、これらの情報は同条第2号に該当すると主張する。

実施機関が主張するように、これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、当該部分を開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害すると認められる。したがって、同条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 不開示情報3について

当該部分には、実施機関と業者及び審査請求人以外の個人とのやり取りに関する情報が記載されており、実施機関は、これらの情報は同条第2号に該当すると主張する。

ア 開示すべき部分について

9行目には、日時及び曜日が記載されており、当該部分は審査請求人以外の個人に関する情報には当たらない。10行目には、業者名と実施機関と業者とのやり取りに関する情報が記載されている。これらの情報は同条第3号の法人等に関する情報に当たるが、当該部分を開示しても、当該法人の競争上の地位その他の正当な利益を害するとは認められない。

以上のことから、上記部分については同条第2号及び第3号に該当するとは認められず、開示することが妥当である。

イ 上記ア以外の部分について

当該部分には実施機関と審査請求人以外の個人とのやり取りに関する情報が記載されている。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報であり、当該部分を開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害すると認められる。したがって、同条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 不開示情報4、7、8について

当該部分には、実施機関と庁内他課との情報交換に関する情報が記載されており、実施機関は、これらの情報は同条第5号に該当すると主張する。

しかし、これらの情報交換の内容は、実施機関と審査請求人とのやり取りについて審査請求人が当然に知っている情報であることから、当該部分を開示しても事務事業の意思形

成に著しい支障が生ずるおそれがあるものとは認められない。したがって、当該部分は同条第5号に該当するとは認められず、開示することが妥当である。

(5) 不開示情報5について

当該部分には実施機関と審査請求人以外の個人とのやり取りに関する情報が記載されており、実施機関は、これらの情報は同条第2号に該当すると主張する。

ア 開示すべき部分について

6行目1字目から4字目までには対応の時期が記載されており、これは審査請求人以外の個人に関する情報には当たらない。また、同行10字目から32字目までには市議会議員名と当該議員が来庁したこと及び実施機関の対応について記載されているが、市議会議員は特別職の公務員であり、その氏名は原則として開示すべき情報である。また、実施機関の対応に関する記載には、個人に関する情報は含まれていない。したがって、当該部分は条例第14条第2号に該当するとは認められず、開示することが妥当である。

イ 上記ア以外の部分について

当該部分には、審査請求人本人以外の個人名が記載されており、これは審査請求人以外の個人に関する情報に当たり、当該部分を開示することにより、当該個人の正当な権利利益を害すると認められる。したがって、条例第14条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 不開示情報6について

当該部分には、実施機関と審査請求人本人以外の個人とのやり取りに関する情報が記載されており、実施機関は、これらの情報は同条第2号に該当すると主張する。

ア 開示すべき部分について

21行目1字目から4字目には、日付が記載されているが、これは審査請求人以外の個人に関する情報には当たらない。また、21行目の7字目から13字目までには、担当者の氏名等が記載されているが、公務員の氏名は原則として開示すべき情報である。

22行目には市の対応に関する内容が記載されており、審査請求人本人以外の個人に関する情報も含まれているものの、来庁した市民に対して説明された内容であり、すでに「文書3」の中で開示されていることから、これを開示することにより個人の正当な権利利益を害するとは認められない。

以上のことから、当該部分は条例第14条第2号に該当せず、開示すべきである。

イ 上記ア以外の部分について

当該部分には、審査請求人以外の個人の発言とそれに対する実施機関の説明に関する情報が記載されており、当該部分を開示することにより、当該個人の正当な権利利益を

害すると認められるため、同条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 不開示情報9について

当該部分には、実施機関と庁内他課との情報交換に関する情報及び職員の所見が記載されており、実施機関は、これらの情報は同条第5号に該当すると主張する。

ア 開示すべき部分について

10行目には実施機関の担当者名及び庁内他課の職員名が記載されているが、公務員の氏名は原則として開示すべき情報である。また、11行目から13行目20字目までには、実施機関と庁内他課と情報交換に関する情報が記載されている。この情報交換の内容は審査請求人とのやりとりについて審査請求人が当然に知っている情報であるから、当該部分を開示しても事務事業の意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、当該部分は同条第5号に該当せず、開示すべきである。

イ 上記ア以外の部分について

当該部分には、審査請求人とのやりとりに係る実施機関の担当者の所見が記載されている。この所見は、実施機関が行う交渉に係る事務事業に関する個人情報であり、開示することにより、関係者との信頼関係が著しく損なわれ、当該事務事業の円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、同条第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。この点、実施機関は、同条第5号に該当すると主張するが、当該部分を不開示としたことは結論において妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらについて、当審査会は審査する立場にはない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審議経過

令和4年4月15日	諮問の受理、実施機関から本件の概要聴取
同年5月20日	審査請求人から意見書の受理、実施機関からの意見聴取、審議
同年7月8日	審議
同年8月26日	審議

(答申に関与した委員の氏名)

井上 亜紀、村上 英明、酒見 紀代子、西村 龍一郎

別表

不開示 情報	文書名	頁	不開示部分	不開示理由 (根拠規定)	開示すべき部分
—	文書 1	—	—		—
1	文書 2	1	19行目から28行目 まで	第14条第2号	19行目、20行目1字目 から5字目まで、同行13 字目から27字目まで、2 1行目
2		2	1行目から3行目まで	第14条第2号	—
3			9行目から14行目ま で	第14条第2号	9行目、10行目
4			23行目、24行目	第14条第5号	23行目、24行目
5	文書 3	1	6行目	第14条第2号	6行目1字目から4字目 まで、同行10字目から3 2字目まで、
6			21行目から27行目 まで	第14条第2号	21行1字目から4字目 まで、同行7字目から13 字目まで、22行目6字目 から25字目まで
7		6	27行目、28行目	第14条第5号	27行目、28行目
8		7	12行目、13行目	第14条第5号	12行目、13行目
9		8	10行目から15行目 まで	第14条第5号	10行目から12行目ま で、13行目1字目から2 0字目まで

文書ごとにページ番号を付けるものとする。

1行に記載された文字を左詰めにして数え、句読点は一文字と数えるものとする。